○北海道開発局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月十八日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道磯谷郡蘭越町蘭越町二三六番二地内	前	一八・二〇～一九・一二メートル	一〇〇キロメートル
	後	一八・二〇～一九・一二メートル	〇・〇一〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩見沢市岡山町二五五番一地内	前	四二・八九～四五・七二メートル	九三メートル
	後	四二・八九～四五・七二メートル	〇・〇三三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十九号及び二百七十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道島牧郡島牧村字栄浜二七六番一地先内	前	二八・五五メートル	〇・〇三三キロメートル
	後	三〇・五五メートル	〇・〇三三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
札幌市南区定山渓温泉東一丁目三三番一から同市南区定山渓国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署一〇五六林班ニ小班まで	前	四四・四九～五〇・四三メートル	〇・一〇九キロメートル
	後	三一・四六～四九・八九メートル	〇・一〇九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
留萌市大和田一丁目九〇番から同市大和田一丁目八四番まで	前	三三・九九～四八・七六メートル	〇・〇〇七キロメートル
	後	四八・七六～五〇・一四メートル	〇・〇〇七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

○北海道開発局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道夕張郡栗山町字旭台二三番八一から同町角田一三二番三まで	前	二〇・九一～二二・三八メートル	四〇・〇〇四キロメートル
	後	二〇・九一～二二・三八メートル	四〇・〇〇四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡滝上町字滝ノ上原野一三八〇番一地先から同町字滝ノ上原野四〇八七番一地先まで	前	九・七〇～二二・六三メートル	〇・〇一四キロメートル
	後	九・七〇～二二・六三メートル	〇・〇一四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　岡部　和憲